

山木屋農村広場見守り隊（福島県）

活動地域

私たちは福島県伊達郡川俣町から来ました、山木屋農村広場見守り隊です。私は隊長をしています廣野太です。よろしくお願ひします。

皆さん写真を見てください。これは私たちの故郷、山木屋の風景を撮影したものです。とても自然に恵まれた地域です。今現在は残念なことに放射能で全部汚染されていますが、除染終了は平成 26 年度の予定になっています。

川俣町の紹介をします。川俣町は県都福島市の南東部に位置し、伊達郡の南部に位置することから達南地方と呼ばれています。人口は約 1 万 4,800 人。古くから絹の織物業が盛んで、絹の里川俣として発展してきました。見守り隊の結成は、東日本大震災がありました平成 23 年の 8 月 1 日です。最初に活動をしたのは 8 月 30 日です。川俣町長を始め、多数の関係者の方々が応援に来てくださいました。最初は本当に活動ができるのかどうか不安でしたが、皆様の励ましの言葉を頂き頑張っています。



川俣町の紹介

- 川俣町は、県都福島市の南東部に位置し、達南地方と呼ばれてきた
- 人口は約14,800人
- 古くから絹織物業が盛んで、“絹の里川俣”として発展してきた

団体の概要

次に結成した経過について説明します。ご承知の通り、福島第一原子力発電所の事故により、私たちの山木屋地区は計画的避難区域に指定され、川俣町の仮設住宅や近隣市町村に避難しました。私たちは、故郷山木屋を離れ仮設住宅に住むようになって最初に考えたことは、仮設住宅で生活する上での安全・安心に対する不安でした。この不安を解消するには住民が自ら行う見守り活動が必要であることから、第二の故郷の農村広場に見守り隊を結成したのです。その後、体育館仮設住宅の山木屋地区の避難者も参加することになり、

現在の活動隊員は14名となっています。隊の名前の由来は、故郷を離れても山木屋を忘れない、第二の故郷農村広場の安全を守るということから、山木屋農村広場見守り隊としました。現在仮設住宅に居住している戸数は合わせて190世帯です。居住者が現在397名となっています。

この写真を見てください。これは、私たち山木屋農村広場見守り隊が活動し生活をしている場所を撮影したものです。ここは、もともと川俣町の多目的グラウンドだった所に仮設住宅を設置したものです。当初、仮設住宅内は、道路や駐車場などがほとんど砂利道だったのですが、現在は舗装され、改善されています。今年で丸2年以上たちますが、みんなで頑張っています。

活動の概要

見守り隊の活動の基本ですが、最初に仮設住宅は第二の故郷という考え方から始まりました。次に自分ができる範囲の見守り活動が活動の第一歩である。そのためには活動の指針が必要であることから、見守り隊規約を制定しました。私たちが作成した規約は、第1条の目的から第9条の隊規約及び隊発足までの全9条になっています。第1条には、山木屋農村広場見守り隊の目的を規定しました。その内容は、農村広場及び体育館仮設住宅に住んでいる山木屋地区の住民は、自ら行う活動により仮設住宅及びその周辺一帯の安全・安心を達成するとともに、防犯意識を高めることにしました。第3条には、見守り隊の実施主体として仮設住宅の自治会に加入している者、つまり住民が主体であるということを入れました。また第5条の組織として、活動隊員が一時的に活動できない場合は、見守り隊

山木屋農村広場見守り隊の結成

- ・結成 平成23年8月1日
- ・隊員 現在14名
- ・名称の由来 故郷を離れても山木屋を忘れない
第二の故郷の農村広場を守る
- ・活動範囲(農村広場・体育館)
仮設住宅戸数～190世帯
居住者数～397名



山木屋農村広場仮設住宅

見守り隊活動の基本

- ・農村広場・体育館は第二の故郷
- ・自分ができる範囲の見守り活動が、活動の第一歩
- ・そのために、活動の指針が必要
- ・見守り隊規約を制定

山木屋農村広場見守り隊規約

- ・第一条 目的
- ・第二条 名称
- ・第三条 実施主体
- ・第四条 活動内容
- ・第五条 組織
- ・第六条 隊長等の役員
- ・第七条 事務局及び隊長等の任期
- ・第八条 活動時期
- ・第九条 隊規約及び隊発足

長が指名した住民が代行して行うとしました。つまり、自分たちが住んでいる仮設住宅の安全そして安心は、住民の力でつくり上げるということです。

この写真を見てください。見守り隊と警察官が合同でパトロールをしている様子です。私たちの活動は、住民と住民の絆を大切にするために、各家庭に対して声掛けをしています。パトロールの時間帯は午後6時からおおむね1時間です。このときは川俣町にある仮設住宅の全世帯を回りました。パトロールは前月の役員会の席で日時を計画しています。回数は月2回程度です。パトロールができない場合は、各行政機関に働きかけて講話等をしております。

次の写真は、仮設住宅内の集会所で開催されました交通安全の出動式のものです。川俣町長にも出席していただきました。もちろん隊員も参加しています。このほかに行政機関やボランティアと連携し、なりすまし詐欺被害防止、空き巣・車上ねらい被害防止、高齢者の交通事故防止、困りごと相談所開設、健康相談、健康体操などを実施しております。

次の写真は仮設住宅集会場です。仮設住宅集会場には警察官立寄所の看板が設置されています。施設内には洗面所やトイレ等が完備されていますので、写真を見ても分かるように、ここは住民同士のふれあいの場所となっています。日中は鍵は掛けておりません。また、仮設住宅をパトロールしてくださいます警察官と交流の場所にもなっています。警察官の皆さんには昼夜を問わずパトロールをしていただきますので、大変感謝しております。



活動の効果と今後の課題

次は仮設住宅に設置されている防犯のぼり旗の写真です。これは地元の警察署や防犯協会に依頼して設置しました。のぼり旗の管理は見守り隊で実施しております。このほかにも、掲示板を活用し行政機関などから配布されましたチラシ等を掲示しています。緊急の場合には外部スピーカーがありますので、それを活用し住民に連絡しています。見守り隊は発足してから2年近くたちますが、仮設住宅では事件・事故の発生はありません。これは、苦難に負けないという山木屋地区住民の気持ちが表れていると思います。



今後の課題は二つあります。一つ目は後継者の育成です。仮設住宅で活動している隊員の平均年齢が高いことから、若手の参加を促し活動を活性化することが課題です。自分たちの町を守るためにも、若者の参加は不可欠です。二つ目は、私たちと同じように他の仮設住宅で活動している皆さんとの交流、意見交換を通じて、仮設住宅で安心して暮らせるためには何が必要なのかを考えたいと思っています。関係機関と相談し、意見交換ができるボランティアを探しております。

最後になりますが、この写真を見てください。隊員は笑顔で活動しています。この笑顔は山木屋農村広場見守り隊の絆の表れです。今後も山木屋の安全そして安心のために、みんなで頑張っていきたいと思います。

これをもちまして発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

活動効果

- 見守り隊発足以降、山木屋地区住民が居住する仮設住宅では、事件、事故の発生はない

今後の課題

- 後継者の育成
- 他の仮設住宅との交流・意見交換



質疑応答

●質問 規約が第1条から第9条までありました。活動の目的、名称など隊則の重要なところをお話しいただきましたが、この規約を作ったのはなぜですか。活動を開始するにあたり規約を作った理由を教えていただけますでしょうか。

○回答 私たちは放射能被害や、仮設や借り上げ住宅に避難して、一番先に考えたことはやはり、全く想定外の出来事に対しどうするかと。阪神大震災では、大変残念な、自分で命を亡くなれる方が多いということを耳にしました。そういったことも含めまして、自分たちの身は自分たちで守ろうという考え方から組織を立ち上げました。その際、ルールを作って、目的をしっかりと、みんなの意思を一つにまとめていこうと、そういう意味合いでです。